

は じ め に

令和5年版綾瀬市統計要覧を刊行いたします。

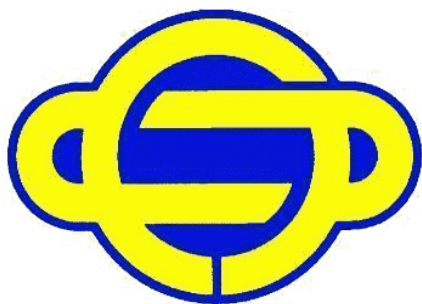
本書は、綾瀬市の人口、経済、社会、福祉、教育等各分野にわたって基本的な統計資料を総合的に収録し、市勢の現状と発展の推移を明らかにしようとするものです。

本書が行政施策はもとより、企業活動・学術研究等の基礎資料として、さらには市民の皆様に綾瀬市のすがたを知っていただく一助となれば幸いです。

最後に、本書の刊行にあたり、貴重な資料を提供など格別の御協力をいただきました関係機関に対しまして深く感謝の意を表しますとともに、なお一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年5月

綾瀬市長 古 塩 政 由

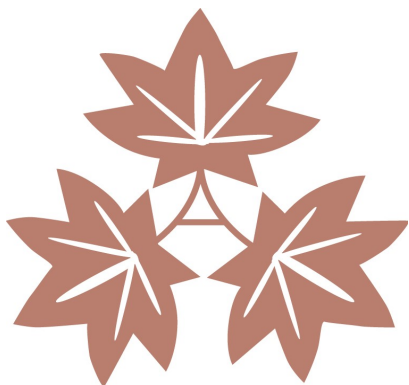


市章（昭和27年1月1日制定）

かな文字で「ア」・「ヤ」の構成により空間「S」を作ります。

「S」は瀬の頭文字につうじます。

綾瀬の向上発展性を印象づけて、日の出と雲を象徴したものです。

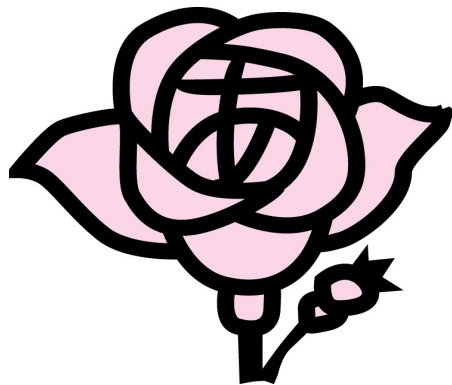


市の木・市の花（昭和49年12月1日制定）

市の木「やまもみじ」

育ちやすく気候風土に適して、市内の山林などに群生し、また、農家などの庭にも昔からたくさん栽培されています。

「やまもみじ」とAYASE（市民）の「A」の字を中心にアレンジして三枚の葉を市の基本構想の三本柱として囲み、人間性と緑ある豊かな都市綾瀬の向上と発展を図案化したものです。



市の花「ばら」

手軽に栽培できるなどの庶民性があり、家庭には必ずといってよいほど栽培されています。

「ばら」の花びらのやわらかさの中に、あやせ（市民）の「あ」の字をアレンジして、未来に無限の夢と希望とやすらぎのある綾瀬を図案化したものです。



市の鳥「カワセミ」（平成14年7月7日制定）

市内の河川や公園の池などの水辺付近に生息しています。緑色の翼、コバルトブルーの背、橙色の下面、長いくちばしが特徴で、「清流の宝石」とも呼ばれています。

綾瀬の豊かな自然環境を保つシンボルとして、斜め前から見た姿を図案化したものです。

綾瀬市民憲章

(昭和53年11月1日制定)

私たちは、相模野の恵まれた緑をたいせつにし、自然と文化の調和した都市「綾瀬」の発展をねがいここに市民憲章を定めます。

- 1 みんなで助け合い、明るい“まち”にしましょう。
- 1 教育をすすめ、文化の高い“まち”にしましょう。
- 1 産業をのばし、豊かな“まち”にしましょう。
- 1 環境をととのえ、きれいな“まち”にしましょう。
- 1 きまりを守り、住みよい“まち”にしましょう。

綾瀬市核兵器廃絶平和都市宣言

(昭和59年12月19日制定)

核兵器を廃絶し、世界恒久平和を実現することは、世界唯一の核被爆国日本の全国民共通の願いである。

しかしながら、地球上では今なお核兵器の増強が進められており、世界の平和と人類の生存に深刻な脅威を与えている。

綾瀬市は、国是である非核三原則の順守と、すべての核兵器の廃絶を希求し、恒久的な世界平和を願い、核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。

綾瀬市生涯学習都市宣言

(平成6年10月22日制定)

わたくしたちはふれあいを大切にし うるおいとやさしさを求め 生涯にわたり 楽しく心ゆたかに 自分らしく学び続けることにより 生きがいを高め 活気と安らぎのあふれるまちをめざして ここに綾瀬市を「生涯学習都市」とすることを宣言する

綾瀬市環境都市宣言

(平成11年11月11日制定)

わたくしたちのまち綾瀬は、相模野の豊かな自然と歴史にはぐくまれ、自然と文化の調和した都市として発展を続けています。

これからも市民、事業者、行政が一体となり、この豊かな自然を守り育て、いつくしむことが、今に生きるわたくしたちの責任です。

わたくしたちは、地球にやさしいまち綾瀬の実現をめざすため、ここに綾瀬市を環境都市とすることを宣言します。

- 1 わたくしたちは、豊かな自然と調和した人類の営みを未来に引き継ぐため、地球環境への理解に努めます。
- 1 わたくしたちは、便利さと豊かさを求める生活を見直し、限りある資源の節約と再利用の推進に努めます。
- 1 わたくしたちは、わたくしたちのふるさと綾瀬を風がゆきかう水と緑の美しいまちにするよう努めます。
- 1 わたくしたちは、地球環境を守るため、世界の人々と共に考え、行動するよう努めます。

綾瀬市バリアフリー都市宣言

(平成12年12月12日制定)

わたくしたちのまち綾瀬は、子どもから高齢者、障害の有無、国の違いを問わず、すべての人が健康やかに安心して暮らせるまちをめざしています。

そのため、「人にやさしいまちづくり」を基本目標に、人々が自由に行動し、安全で快適に生活できるバリアフリーのまちづくりをめざして、綾瀬市をバリアフリー都市とすることをここに宣言します。

- 1 わたくしたちは、それぞれの立場をお互いに理解し合い、心のバリアフリーをめざします。
- 1 わたくしたちは、家庭や地域・学校や職場における人と人との助け合いを行い、生活のバリアフリーをめざします。
- 1 わたくしたちは、だれもが利用できる生活基盤の整備を進め、住環境のバリアフリーをめざします。

綾瀬市男女共同参画都市宣言

(平成14年7月7日制定)

市民一人ひとり いつでも どこでも 男女がお互いに尊重し合い ともに参画できる社会をつくれます

さまざまな生き方を認め合い 個人の自立と責任の分かち合い 男女が協力し合う21世紀 思いやりと活力のあるまちを築きます

ここに綾瀬市は 「男女共同参画都市」を宣言します

凡 例

- 1 本書は、綾瀬市についての市勢全般にわたる基本的な資料を収録したものです。
- 2 本書は原則として、令和5年及び令和4年度の資料を中心に収録したのですが、比較対象のために過去5年間の資料もあわせて収録しました。
- 3 資料の出所は、各表の上部右端に記載しました。
- 4 各表において、「年次別」とあるのは暦年（1月～12月）を、「年度別」とあるのは会計年度（4月～3月）を示し、何月末あるいは何年何月何日とあるのはその期日現在の数値を表示しています。
- 5 数字の単位未満は、原則として四捨五入したため、総数とその内訳数の合計とは一致しない場合があります。
- 6 統計表中の符号の用法は、次のとおりです。
 - (0) ————— 単位未満
 - (—) ————— 皆無又は該当数字なし
 - (…) ————— 不詳又は調査を欠くもの
 - (X) ————— 該当数字はあるものの発表を差控えたもの
 - (△) ————— 減少
- 7 本書に収録した資料について、さらに詳細な数字が必要なとき、又は疑義のある場合は、各表の上部右端に記載した資料収集機関又は本市経営企画部文書法務課に照会してください。

照会先 綾瀬市経営企画部文書法務課文書法制・統計担当

〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川550番地

電話 0467(70)5609（直通） FAX 0467(70)5701

ホームページ:<https://www.city.ayase.kanagawa.jp/>